

半田市障がい者移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、障がい者移動支援事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

2 市長は、この事業の実施を第5条に規定する事業所に委託するものとする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、屋外での移動に困難がある障がい者・児（以下「障がい者等」という。）に対し、次に掲げる支援を行うことにより実施するものとする。

(1) 個別移動支援 障がい者等の外出時における個人への移動支援

(2) グループ移動支援 複数の障がい者等からなるグループの外出時における集団への移動支援

2 サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第4条 前条の支援の対象者は、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第4条に定める者とする。ただし、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第4条第1号に該当する者については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 視覚障がい者

(2) 重度脳性麻痺等全身性障がい

(実施事業所)

第5条 この事業を実施できる事業所は、障がい者等に対し居宅介護事業を実施している事業所とし、設置、運営等に関する基準は、国が定める居宅介護事業に係る基準に準ずる。

(利用の方法)

第6条 利用者は、この事業を利用しようとするときは、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第6条に定める地域生活支援事業支給決定通知書を事業所に提示し、事業

所に直接依頼するものとする。

(サービスに要する費用)

第7条 この事業の利用に要する経費は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

(利用者負担)

第8条 利用者は、前条に規定する費用から半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第11条に規定する地域生活支援給付費を控除した額を事業者に支払うものとする。

(基準額の適用区分)

第9条 基準額の適用区分は、障がいの状態によって身体介護を伴う者又は身体介護を伴わない者に区分する。

2 前項の区分の方法は、市長が別に定める。

(遵守事項)

第10条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を整備しておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 第5条に定める事業所は、経過措置として、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、平成18年9月30日現在において障がい者等に対し外出介護サービスを実施している事業所に限り認める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条関係）

1人あたりの基準額

移動支援算定単位：身体介護（有）					
従業者：利用者	1：1	2：3	2：4	2：5	2：6
時間					
～0.5	255 単位	219 単位	190 単位	165 単位	146 単位
～1.0	402 単位	346 単位	301 単位	261 単位	231 単位
～1.5	584 単位	503 単位	438 単位	379 単位	335 単位
～2.0	666 単位	573 単位	499 単位	432 単位	382 単位
～2.5	750 単位	646 単位	561 単位	486 単位	430 単位
～3.0	833 単位	718 単位	623 単位	541 単位	478 単位
～3.5	916 単位	789 単位	686 単位	594 単位	526 単位
～4.0	999 単位	861 単位	748 単位	649 単位	574 単位
以降30分毎に	83 単位	71 単位	61 単位	53 単位	47 単位

移動支援算定単位：身体介護（無）					
従業者：利用者	1：1	2：3	2：4	2：5	2：6
時間					
～0.5	105 単位	90 単位	78 単位	68 単位	60 単位
～1.0	196 単位	168 単位	146 単位	126 単位	112 単位
～1.5	274 単位	236 単位	204 単位	177 単位	157 単位
～2.0	343 単位	295 単位	256 単位	222 単位	196 単位
～2.5	412 単位	354 単位	308 単位	267 単位	235 単位
～3.0	481 単位	414 単位	360 単位	311 単位	276 単位
～3.5	550 単位	473 単位	411 単位	357 単位	315 単位
～4.0	619 単位	532 単位	463 単位	401 単位	355 単位
以降30分毎に	69 単位	59 単位	51 単位	44 単位	39 単位

移動支援算定単位：身体介護（無）					
従業者：利用者	1：2	1：3	1：4	1：5	1：6
時間					
～0.5	78 単位	59 単位	52 単位	46 単位	44 単位
～1.0	145 単位	111 単位	97 単位	86 単位	81 単位
～1.5	204 単位	156 単位	136 単位	122 単位	115 単位
～2.0	256 単位	195 単位	170 単位	152 単位	144 単位
～2.5	307 単位	235 単位	204 単位	184 単位	174 単位
～3.0	359 単位	275 単位	238 単位	214 単位	202 単位
～3.5	411 単位	315 単位	274 単位	246 単位	232 単位
～4.0	463 単位	354 単位	308 単位	277 単位	262 単位
以降30分毎に	51 単位	39 単位	34 単位	31 単位	29 単位

別表第2（第7条関係）

時間帯加算

時間帯	時間帯内訳	加算割合
早朝時間帯	午前 6時から午前 8時まで	125 / 100
日中時間帯	午前 8時から午後 6時まで	100 / 100
夜間時間帯	午後 6時から午後 10時まで	125 / 100
深夜時間帯	午後 10時から午前 6時まで	150 / 100

- 備考 1 時間帯加算は多く占める時間帯に合わせ加算する。
- 2 占める時間帯が等しい場合は、開始時の時間帯に合わせ加算する。
- 3 1単位は10円とする。
- 4 加算した場合に生じる端数については1円未満を切り捨てる。